(8)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三一日まで延長することとした。

(9)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(五)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和六年四月一日から令和八年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(1)　当該電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者等に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）を支払うとき。

(2)　当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する電線路と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金を支払うとき。

(六)　給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和九年三月三一日まで延長する等の措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(七)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和六年四月一日から令和九年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該電気供給業を行う法人が広域的運営推進機関に対して電気事業法に掲げる一定の業務に係る対価として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(八)　当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が一億円以下のもののうち、前事業年度の事業税について第七二条の二第一項第一号イに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象法人」という。）に該当したものであって、払込資本の額が一〇億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。（附則第八条の三の三関係）

(九)　令和七年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）の事業税（公布の日を含む事業年度の前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金一億円以下であると判定され、かつ、公布日以後に終了した各事業年度分の事業税について第七二条の二第一項第一号ロに掲げる法人（以下「外形標準課税の対象外である法人」という。）に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）については、(六)にかかわらず、所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもののうち、公布の日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度分の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、払込資本の額が一〇億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。（改正法附則第七条関係）

(〇)　給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(1)　令和七年四月一日から令和九年三月三一日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が一〇〇分の一・五以上である場合（当該法人が中小企業者等である場合に限る。）に控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できることとした。

(2)　控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすることとした。

(二)　所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。（第七二条の二関係）

(1)　特定法人（払込資本の額が五〇億円を超える法人及び相互会社等をいう。以下同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2)　法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（公布の日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

(三)　(1)又は(2)に掲げる法人に該当するかどうかを判定する日等について所要の整備を行うこととした。（第七二条の二及び第七二条の二六関係）

(三)　所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもの等のうち(二)(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額（以下「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額は、令和八年度分基準法人事業税額から控除することとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和一〇年三月三一日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額（以下「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額は、令和九年度分基準法人事業税額から控除することとした。（改正法附則第八条関係）

(四)　新たな公益信託制度の創設に伴い、法人が受託者となる公益信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなすこととする等の措置を講ずることとした。（第七二条の三関係）

(五)　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下「取得等の日」という。）以後引き続き有している等の一定の要件を満たす場合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の日前五年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち